

こころのバリアフリー部会における
基本指針等の協議結果報告（協議）

水戸市こころのバリアフリーについて（素案）

1 こころのバリアフリーとは

「こころのバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が相互に理解し、支えあうことを目指すため、他者に対する偏見や差別、無理解、誤解など、こころの中にあるバリアを取り除くことです。

こころのバリアフリーが実現することで、多くの人の社会参加が促進され、より多様性のある社会が形成されます。

2 趣旨

平成 30 年 3 月に策定した水戸市バリアフリー基本構想に位置付けた特定事業（ハード）の進捗にあわせて、今後は、全ての人が平等に参加できる社会の実現に向け、市民一人一人が、バリアフリーの重要性を認識し、様々な心身の特性や考え方を持つ人たちなどへの理解と共感を深めながら、積極的な行動につなげていく社会環境の創出を目指していく必要があります。

そのため、水戸市における「こころのバリアフリー」の実現に向けた基本指針や具体的な対応などを明らかにした上で、市民や事業者に向けて、さらには、学校教育を通じて、周知、啓発を図りながら、理解促進に努めていくこととします。

3 基本指針

施設や道路等の整備ばかりでなく、多様な背景や状況にある市民一人一人が、互いに理解を深め、気軽に協力しあえる環境をつくることで、誰もが暮らしやすいまちを実現します。

移動や施設の利用に困っている人に出会ったとき、建設的対話を通じて、自ら進んで手を差し伸べるなど、地域社会全体が相互に協力しあいながら、支えあい、助けあう社会の実現を目指し、次に掲げる事項を水戸市こころのバリアフリーの基本指針とします。

(1) 様々な交流を通じて、こころがふれあう社会を目指す

こころのバリアは、意識の偏りや知識、理解の不足が大きな要因と考えられます。

そのため、年齢や障害、国籍、性別、思想などに関わらず、全ての人が積極的な交流を通じて、相互に理解を深め、互いに豊かな人間性を育むとともに、一人一人が尊重しあうことの大切さを理解しましょう。

(2) 自分とは異なる人に対し、差別を行わず、人権を尊重する

多様な人でつくられる社会において、互いの人権や個性を大切に、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる「共生社会」をつくるのは「全ての人」だということを理解しましょう。

(3) 正しい知識を持ち、相手の身になって考える

人の特徴は多様であり、困り事や必要なサポートも様々です。

そのため、困っている人を見かけたときは、その人に合ったやり方で、困り事を取り除くため、自分にできることが何かを考えましょう。

(4) 学びあい、育ちあい、互いに理解しあう

様々な心身の特性や考え方を持つ多様な人とのふれあいや対話、体験を通じて、頭で理解するばかりでなく、感性としてこころのバリアフリーを身に付けるよう努めましょう。

また、他者への普及・啓発活動により、自身も変わっていくこと、さらには、変化する自身の姿が、周りも変えていく力となることを理解しましょう。

(5) 社会的障壁を取り除く必要性に気付き、行動する

多数を占めている人に合わせて社会をつくると、日常生活や社会生活に障壁となるバリア（社会的障壁）がつくり出されてしまう場合があります。

社会の中にあるバリア（社会的障壁）に気付いたら、取り除くよう行動し、今後はバリア（社会的障壁）をつくり出さないように努めましょう。

4 取組の方向性

共生社会の実現に向けては、全ての市民、全ての事業者、全ての従業員、職員等が、相互に理解し、協力し、人権を認めあうことが重要です。

そのため、多様な人の社会参加を困難にしているバリアを正しく理解し、建設的対話を通じて、そのバリアを取り除くための合理的配慮につなげていけるよう、実施すべき取組の方向性を次の五つとします。

- 1 地域に根差した「こころのバリアフリー」の取組
- 2 市民全体に向けた「こころのバリアフリー」の取組
- 3 学校教育における「こころのバリアフリー」の取組
- 4 事業所等における「こころのバリアフリー」の取組
- 5 高齢者や障害者、子育て中の方など当事者自身による「こころのバリアフリー」の取組

5 取組の方針

(1) 地域に根差した「こころのバリアフリー」の取組

ア 地域のNPO、社会福祉法人、町内会などと連携した周知、理解、啓発

イ 地域の取組に興味関心の薄い人たちにも働きかける取組

(2) 市民全体に向けた「こころのバリアフリー」の取組

ア 全ての市民に働きかける取組

イ 統一のマークやキャッチコピー等を活用した周知活動

ウ 文化の交流やスポーツ等を通じた「こころのバリアフリー」の普及

(3) 学校教育における「こころのバリアフリー」の取組

ア 全てのこどもたちに「こころのバリアフリー」を指導

イ 全ての教員や保護者が「こころのバリアフリー」を理解

ウ 多様な人がともに学ぶ「こころのバリアフリー」授業の全面展開

(4) 事業所等における「こころのバリアフリー」の取組

ア 「こころのバリアフリー」に関する従業員や職員等への教育の実施

イ 各社・各施設等における多様な人の受入体制の充実

(5) 高齢者や障害者、子育て中の方など当事者自身による「こころのバリアフリー」の取組

ア コミュニケーションスキルを身に付けるための取組

イ 当事者による啓発活動の実施

6 今年度の主な予定

令和7年7月 水戸市バリアフリー環境整備推進協議会

・こころのバリアフリー部会における基本指針等の協議結果報告

10月 こころのバリアフリー部会の開催

協議事項

・事業計画及び予算要求について

・広報みと特集記事（素案）について

11月 予算要求

12月 広報みとへの特集記事掲載